

十一 初期利子と平成十五年三月二十日を支払期に算出しました

十九	八	七	六	五	四			
払	経	利	発	発	種	額	払	発
込	過		行		類	面	込	行
み	利		行			金	金	
子		価				額		
の	率	格	日		の		額	額

三二一
各科及ひ
発行の根拠
法規条項及びそ

財務省告示第四百四十一号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に發行した利付國債の發行条件等を次のとおり告示する。
。

十 十 十
六 五 四 三

払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 取 国 日 額 平 利 利 を 支 払 期 て を
成 扱 債 本 面 成 子 そ の 三 月 二
十 店 代 金 額 十 九 月 一
四 理 行 額 九 月 以 し 、 各 支 払 期 と
年 並 の 本 額 二 九 月 以 前 、 六 月 一
十 に 取 店 及 本 円 二 十 月 一
一 扱 び 国 に つ 月 一
月 二 郵 債 元 き 百 六 月 九 月 一
二 便 利 金 代理 店 一
十 局 支 払 代 理 一
日 一

金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、支払は翌営業日に行なう（以下規定期に定め）。

額面金額又は登録金額× $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$